北はりま職業訓練センター介護職員初任者研修 学則

1 開講目的

介護の業務に従事する者が、業務を遂行する上で最低限の知識・技術を身につけるだけでなく、それを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行えるような人材育成を目的とする。

- 2 研修事業の名称介護職員初任者研修講座
- 3 実施主体 職業訓練法人北はりま職業訓練協会
- 4 実施場所西脇市平野町 189 1 北はりま職業訓練センター
- 5 研修期間 平成30年5月12日 ~ 平成30年11月11日 (修了証明書交付予定 平成30年11月11日)
- 6 研修カリキュラム及び講師氏名 別紙「研修事業実施日程表」のとおり
- 7 受講資格

介護に関心のある者、介護福祉業界への就職を希望する者、介護 技術・知識の習得を希望する者

8 受講申込及び受講手続き 所定の受講申込書に必要事項を記入し、郵送または持参にて申し 込む

- 9 受講料等
 - (1) 雇用保険加入者 56,500円 (テキスト代、消費税込み)
 - (2) 雇用保険非加入者 59,500円 (テキスト代、消費税込み)

10 欠席の取扱い

欠席は原則として認められない。但し、やむを得ない事情があると認められる者に限り、補講を受けることができる。介護職員初任者研修 (131 時間) に係る全科目の一部を欠席 (研修時間数の概ね1割以内) した者で、次のいずれかに該当する方法で補講を受けなければならない。

補講費用は、講義科目は無料とする。実技科目は1時間につき別途 2,000 円とする

- (1) 講義科目の場合は、当該研修科目の内容の全てを撮影、録取した映像を視聴し、出席していた場合と同等の内容を学習した上で、レポートを提出して理解度の確認を受ける。
- (2) 実技科目の場合は、担当講師により、出席していた場合と同等 の研修を受講する。

11 研修修了の認定方法

次の全てに該当する者に研修修了を認定する。

- (1) 介護職員初任者研修(131時間)に係る全科目に出席した者(補講を受けた場合を含む)
- (2) 修了評価の筆記試験にてC以上の評価を取得した者
- (3) 実技の修了評価にてB以上の評価を取得した者

12 再試験

修了評価の筆記試験が不合格となった者には、補講及び再試験を 行う。

補講料及び再試験料は1回当り 5,000 円とする。

13 修了証明書の交付

研修修了を認定された者には、介護保険法施行令第3条第1項に 基づき修了証明書及を交付する。